

茨城県報 第6183号

昭和48年12月27日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

	ページ
●字区域の一部変更(地方課).....	1
●受胎調節実地指導員の指定(保健予防課).....	4
●結核予防法による医療機関の指定の辞退(").....	4
●保安林の指定解除の予定(2件)(林業課).....	4
●換地計画の適当決定(農地管理課).....	5
●土地改良事業の適当決定(2件)(").....	6
●土地改良事業の認可(").....	6
●土地収用法による事業の認定(用地課).....	7
●道路区域の変更(2件)(道路維持課).....	7
●道路の供用開始(2件)(").....	8
●土地区画整理事業の決定(2件)(都市計画課).....	9
●収納代理金融機関の一部改正(出納第一課).....	9
●土地改良区設立当時の役員(土地改良事務所).....	10
公 告	
●クリーニング師試験の実施(環境衛生課).....	11
●道路位置の指定(建築指導課).....	12
正 誤	
●昭和48年9月1日付茨城県報号外(3), 昭和48年11月1日付茨城県報号外(6) 及び昭和48年12月6日付茨城県報第6177号中.....	13

告 示

茨城県告示第1269号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、境町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により昭和48年12月28日から効力を生ずるものである。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字大歩字宅地東 1563番

及びこれに伴う道路等の国有地の全部を大字大歩字喜五郎に変更

大字内門字溜下 711番の1, 712番, 713番, 714番の3, 714番の6, 714番の7, 715番の2, 715

番の4, 715番の5, 724番の内, 724番の1の内, 725番, 726番

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字大歩字溜下に変更

大字内門字谷ノ東 722番の1の内, 722番の2の内, 723番の内

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字大歩字溜下に変更

大字山崎字喜五郎溜南 1392番

を大字大歩字溜下に変更

大字山崎字喜五郎南 1393番, 1394番, 1395番の1, 1395番の2, 1396番の1, 1396番の2

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字大歩字溜下に変更

大字大歩字溜下 1599番から1602番まで, 1603番の1, 1603番の2, 1604番の1, 1604番の2,

1605番の1, 1605番の2, 1606番の1から1606番の3まで, 1607番, 1608番

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字内門字喜五郎下に変更

大字山崎字喜五郎溜南 1397番, 1399番, 1399番の1

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字内門字喜五郎下に変更

大字山崎字喜五郎南 1398番

及びこれに伴う水路等の国有地の全部を大字内門字喜五郎下に変更

大字内門字宅地前 661番から663番まで

を大字内門字喜五郎下に変更

大字内門字谷ノ台 707番

を大字内門字喜五郎下に変更

大字内門字谷ノ東 721番の1, 721番の2, 722番の1の内, 722番の2の内, 723番の内

及びこれに伴う水路等の国有地の全部を大字内門字喜五郎下に変更

大字内門字溜下 724番の内, 724番の1の内, 727番から730番まで

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字内門字喜五郎下に変更

大字内門字喜五郎下 751番から753番まで, 754番の1, 754番の2, 755番から757番まで

及びこれに伴う水路等の国有地の全部を大字大歩字七軒下に変更

大字大歩字溜下 1609番から1612番まで, 1613番の1, 1613番の2, 1614番の1, 1614番の2,

1615番の1, 1615番の2, 1616番の1, 1616番の2, 1617番から1629番まで

及びこれに伴う水路等の国有地の全部を大字大歩字七軒下字に変更

大字内門字井草香取後 832番から837番まで

を大字山崎字香取後に変更

大字山崎字大日東 1183番から1191番まで

及びこれに伴う水路等の国有地の全部を大字山崎字香取後に変更

大字山崎字天王前 918番から923番まで

及びこれに伴う道路等の国有地の全部を大字山崎字香取前に変更

大字山崎字天王堀東 928番

を大字山崎字香取前に変更

大字内門字下新田福原 844番から851番まで

及びこれに伴う道路等の国有地の全部を大字山崎字正巡場に変更

大字内門字屋敷西 916番の1, 917番の1から917番の6まで

を大字山崎字歩橋南に変更

大字菅谷字内門下 2397番の4, 2398番の2

を大字山崎字歩橋南に変更

大字菅谷字内門下 2410番の2

を大字大歩字福原に変更

大字内門字下新田下 1054番の内, 1055番, 1058番, 1059番, 1061番

を大字山崎字新堤南に変更

大字内門字大歩新田下 1052番の内, 1053番の内, 1056番, 1057番, 1060番, 1062番から1064番まで

及びこれに伴う水路等の国有地の全部を大字山崎字新堤南に変更

大字内門字下新田福原 1065番

を大字山崎字新堤南に変更

大字大歩字福原 1386番, 1387番

を大字山崎字新堤南に変更

大字山崎字番兵山東 1861番, 1864番から1867番まで

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字山崎字新堤南に変更

大字山崎字番定山東 1862番, 1863番, 1879番の1の内, 1879番の2の内

を大字山崎字新堤南に変更

大字山崎字福原 2217番から2219番まで

を大字山崎字新堤南に変更

大字内門字下新田下 1051番, 1054番の内

を大字内門字大歩新田下に変更

大字大歩字福原 1364番の1, 1364番の2, 1365番

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を大字内門字大歩新田下に変更

大字山崎字番定山東 1879番の1の内、1879番の2の内

を大字内門字林下に変更

大字山崎字新堤南 1874番の内、1875番の内、1876番の内、1877番の内、1878番の内、1880番の内、1881番の内、1882番の内、1883番の内、1885番の内、1887番の内、1889番の内

及びこれに伴う水路等の国有地の全部を大字内門字林下に変更

大字大歩字福原 1321番、1322番

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を大字内門字林下に変更

茨城県告示第1270号

優生保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	保健所名	助看保別の別	住 所	本 籍	氏 名	生 年 月 日
1283	大 子	保健婦	久慈郡大子町 大字矢田485	同 左	益 子 愛 子	昭和5年9月23日

茨城県告示第1271号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定に基づき、次の医療機関が指定を辞退したので告示する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
岡 部 医 院	古河市七軒町6990	昭48. 9. 13

茨城県告示第1272号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除を予定している保安林の所在場所

東茨城郡桂村大字赤沢字上川原552の2 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

護岸工用地のため(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び桂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1273号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡大洋村大字上沢字南砂子3の2(次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び大洋村役場に供え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1274号

昭和48年11月12日付谷和原村長中村秀男から認可申請のあつた福岡第二地区の換地計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

福岡第二地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和49年1月4日から昭和49年1月24日まで

3 縦覧の場所

谷和原村役場

茨城県告示第1275号

江戸崎入土地改良区が行なおうとする西地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

江戸崎入土地改良区定款の写し

西地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和49年1月14日から昭和49年2月2日まで

3 縦覧の場所

江戸崎町役場

茨城県告示第1276号

豊田新利根土地改良区が行なおうとする豊田地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

豊田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和49年1月5日から昭和49年1月25日まで

3 縦覧の場所

竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1277号

昭和48年9月19日付で鶴戸沼土地改良区から申請のあつた鶴戸沼地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和48年12月21日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1278号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業認定をしたので、同法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 大 穂 町
- 2 事業の種類 大穂町役場駐車場拡張工事
- 3 起 業 地
 - (イ) 収用の部分 茨城県筑波郡大穂町大字大曾根字吾妻地内
 - (ロ) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
大穂町役場

茨城県告示第1279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和48年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 赤塚馬口労線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市赤塚町字姫子 269の1番から	旧	メートル 最大 12.0 最小 6.5	メートル 475.0	
水戸市緑町3丁目 4623番の1まで	新	メートル 最大 47.0 最小 6.5	540.0	

茨城県告示第1280号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は, 昭和48年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字泉川 字北浜山1761番から 鹿島郡鹿島町大字泉川 字南浜山1661番まで	旧	メートル 最大 10.0 最小 6.0	メートル 482.5	
鹿島郡鹿島町大字泉川 字北浜山1761番から 鹿島郡鹿島町大字泉川 字南浜山1661番まで	新	最大 10.0 最小 6.0	482.5	
鹿島郡鹿島町大字泉川 字北浜山1761番から 鹿島郡鹿島町大字泉川 字南浜山1684番の2まで		最大 27.0 最小 9.0		

茨城県告示第1281号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始す
 る。

その関係図面は, 昭和48年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道赤塚馬口労線
- 2 供用開始の区間
水戸市赤塚町字姫子269番の1から水戸市緑町3丁目4623番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年12月27日

茨城県告示第1282号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和48年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 県道鹿島港線

2 供用開始の区間

鹿島郡鹿島町大字泉川字北浜山1761番から鹿島郡鹿島町大字泉川字南浜山1684番の2まで

3 供用開始の期日 昭和48年12月27日

茨城県告示第1283号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第18条第 1 項の規定により岩井・境都市計画土地区画整理事業を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

茨城県告示第1284号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第18条第 1 項の規定により竜ヶ崎・牛久都市計画土地区画整理事業を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

茨城県告示第1285号

昭和48年 2 月19日茨城県告示第149号で告示した地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第168条第 4 項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、昭和48年12月20日から適用する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

別表第 1 県税並びにこれに伴う税外収入金の収納事務を取扱う金融機関の表中

「 日立信用組合 高萩支店 高萩市本町 2 丁目23 」を
 「 日立信用組合 高萩支店 高萩市本町 2 丁目23
 日立信用組合久慈浜支店 日立市久慈町 3 丁目29の12 」に

改める。

茨城県告示第1286号

昭和48年 2 月19日茨城県告示第149号で告示した地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第168条第 4 項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、昭和48年12月26日から適用する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

別表第 2 1 県税並びにこれに伴う税外収入金の収納事務を取扱う金融機関の表中

「 株式会社茨城相互銀行水戸駅南支店 水戸市千波町2997 」を
 「 株式会社茨城相互銀行水戸駅南支店 水戸市千波町2997
 株式会社茨城相互銀行取手支店 取手市大字井野1913の 5 」に

改める。

茨城県告示第1287号

入沼土地改良区より設立当時の役員は次のとおりである旨届け出があつたので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により公示する。

昭和48年12月27日

茨城県境土地改良事務所長 坂 本 富 三

1 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡猿島町大字生子新田169	理 事	中 村 脩二郎	理 事 長
〃 〃 〃 133	〃	遠 藤 国 吉	
〃 〃 大字山 1378の 1	〃	青 木 幸 作	
〃 〃 大字生子新由291	〃	中 村 子 朗	
〃 〃 大字山 462	〃	青 木 弥三郎	
〃 〃 〃 718	〃	青 木 源兵衛	
〃 〃 〃 494	〃	青 木 藤 一	
〃 〃 〃 1339の 3	〃	会 沢 専 一	
〃 〃 〃 1523の 1	〃	中 山 盛三郎	
〃 〃 大字生子 3631の 3	〃	根 本 瀬兵衛	

岩井市大字半谷	88	〃	石 塚 栄 作
〃 〃	1595	〃	霜 田 文 男
猿島郡猿島町大字生子	3340	監 事	木 村 武
〃 〃 大字山	502	〃	青 木 祐 一
〃 〃 〃	479	〃	栗 原 康

公 告

●クリーニング師試験の実施

クリーニング業法 (昭和25年法律第 207 号) 第 7 条に規定するクリーニング師試験を次のとおり実施するので、茨城県クリーニング業法施行細則 (昭和37年茨城県規則第23号) 第 6 条の規定に基づき公示する。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和48年度クリーニング師試験実施要領

1 受験申込票受付期間

昭和48年 1 月18日から 1 月19日まで、毎日午前 9 時から午後 4 時まで

2 受験申込票提出先

- (1) 茨城県衛生部環境衛生課 (水戸市三ノ丸 1 丁目 5 番38号)
- (2) 受験申込票は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送による受験申込票は受理しない。

3 試験期日及び試験場

期	日	試 験 場
学 科 試 験	昭和49年 1 月26日	水戸市大町 1 丁目 2 番22号 茨城県国民健康保険団体連合会大会議室
実 地 試 験	昭和49年 2 月13日	水戸市柵町 6 丁目 6 番地 白 水 社

4 受 験 資 格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に定める高等学校入学資格を有する者
- (2) 旧国民学校令 (昭和16年勅令第 148 号) による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の 2 年の課程を終了した者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者。

5 試 験 科 目

(1) 学 科 試 験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識

(2) 技 能・試 験

ア 洗たく物の処理に関する知識及び技能

6 提 出 書 類

(1) 受験申込票 (申込票は所定のを印刷して交付する。)

(2) 履 歴 書

(3) 写 真 (受験申込み前6ヶ月以内に撮影した正面上半身脱帽で大きさは、たて5センチメートル、よこ4センチメートルのもの一葉)

(4) 前記4の受験資格を有することを証する書類

7 受 験 手 数 料

茨城県収入用紙1,000円を受験申込票にはりつけること。(収入証紙に、消印しないこと。)

8 そ の 他

(1) 受験の詳細については、茨城県衛生部環境衛生課 (電話0292-21-8111内線586) に問い合わせること。

(2) 合格発表は、茨城県庁衛生部掲示板に掲示するほか本人に通知する。

● 道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和48年12月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
竜土木指令 第988号	48.12.15	大曾根久子	稲敷郡阿見町大字荒川本郷2107	稲敷郡阿見町大字荒川本郷字池向1339-9, 1341-4	4.00 7.00	10.10 13.00
" 第989号	"	昭右興産株式会社 代表取締役 上田 鉄夫	東京都港区新橋 1丁目13番12号	" " 大字荒川 沖字鷲野1755-2	6.00	34.00
下土木指令 第385号	48.12.14	間中庄一郎	岩井市大字岩井 4912-1	岩井市大字岩井字槐道 4676	4.00	25.00
" 第386号	"	塚越 一雄	水海道市豊岡町 乙1588	水海道市豊岡町字西大 目乙1108-1乙1108-4	4.00	(回転 広場) 42.30
" 第387号	"	海老原 清	岩井市大字上出 島1120	岩井市大字上出島字南 原1122-1	4.00	22.30
" 第388号	"	海老原文一郎	岩井市大字上出 島1122	岩井市大字上出島字南 原1119-1	4.00	28.20

正 誤

昭和48年9月1日付茨城県報号外(3), 昭和48年11月1日付茨城県報号外(6)及び昭和48年12月6日付茨城県報第6177号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

発行月日及び 県報番号	ページ	行	正	誤
昭和48年9月 1日号外(3)	2	上から7 下から4	飛砂防備保安林	土砂崩壊防備保安林
昭和48年11月 1日号外(6)	1	目次中	(職業安定課)	(職業訓練課)
昭和48年12月 6日第6177号	2	上から18	大字古渡840番地	大字三次1196番地
		下から2	松田 勝治 理事長	松田 勝治 理事
	3	上から8	永長栄三郎 総括監事	永長栄三郎 監事

★県政の総覧 ～ 県民の六法★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所